

根室市教育委員会訓令第5号

根室市インクルーシブ教育推進員及び学校サポーター設置要綱をここに公布する。

令和8年5月27日

根室市教育委員会

教育長 波 岸 克 泰

令和8年5月27日

根室市教育委員会訓令第5号

根室市インクルーシブ教育推進員及び学校サポーター設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、根室市におけるインクルーシブ教育の推進に向け、児童生徒一人ひとりが自分に最もふさわしい学び方を自ら選択し、試行錯誤を重ねながら達成感を味わうことができる学習活動を支援することを目的とし、制度の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第2条 インクルーシブ教育推進員及び学校サポーターとして活動しようとする者は、所定の方法により次のいずれかに登録を行うものとする。

(1) インクルーシブ教育推進員

(2) 学校サポーター

2 教育委員会は、必要に応じて登録に条件を付することができる。

3 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる。

(1) 登録時の条件及びこの要綱の規定に違反したとき

(2) 教育活動に支障を及ぼす行為があったとき

(3) 心身の状況等により活動の継続が困難であると認められるとき

(4) その他インクルーシブ教育推進員及び学校サポーターとして適当でない
と教育委員会が認めるとき

(登録期間)

第3条 インクルーシブ教育推進員及び学校サポーターの登録期間は、登録の日から当該年度の末日までとする。

(活動内容)

第4条 インクルーシブ教育推進員の活動内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 教室に入れない児童生徒の見守り活動
- (2) 校内教育支援センターでの安心・安全な居場所支援
- (3) 教育支援センターにおける活動支援

2 学校サポーターの活動内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 教育活動の補助に関すること
- (2) 学校行事の支援に関すること
- (3) 児童生徒の放課後活動の支援に関すること
- (4) コミュニティ・スクール活動の補助に関すること

3 前2項に掲げる活動のほか、教育長又は学校長が必要と認める活動を行うものとする。

4 学校サポーターの具体的な活動内容及び活動時間等については、学校長が指定する。

(守秘義務)

第5条 インクルーシブ教育推進員及び学校サポーターは、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。その活動を退いた後も同様とする。

(謝礼金)

第6条 インクルーシブ教育推進員の活動は、有償ボランティアとし、1回の活動につき5,000円の謝礼金とする。

2 学校サポーターの活動は、無償ボランティアとする。

(保険)

第7条 この活動に参加する者は、公益財団法人スポーツ安全協会によるスポーツ安全保険に加入することとし、掛金は教育委員会が負担する。

(活動報告)

第8条 学校長は、活動状況を取りまとめ、教育委員会に報告するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、制度の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(根室市インクルーシブ教育推進員設置要綱の廃止)

2 根室市インクルーシブ教育推進員設置要綱（令和6年10月15日訓令第5号）は、廃止する。